

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年7月29日
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 高田寿一郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の「完成工事高（連結会社間取引消去後）」の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結決算数値の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断した。

### 記

当社は、平成27年11月から平成28年2月までの間、福岡国税局により平成24年3月期から平成27年3月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成28年3月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までには是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- ( 1 ) 業務改革部の新設
- ( 2 ) 当社の役職員の意識改革
- ( 3 ) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- ( 4 ) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- ( 5 ) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

#### 4 【付記事項】

該当事項なし

#### 5 【特記事項】

該当事項なし

以 上